

◎新潟県教育委員会告示第6号

新潟県立学校臨時職員取扱規程（昭和58年6月新潟県教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(給料及び諸手当) 第5条 臨時職員の給料（教職調整額を含む。）は、定数内職員の例による。ただし、 <u>当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の給料月額については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）第6条第1項第3号に定める給料表の区分に応じて、次表に定める級号給の給料月額を超えることができない。</u> (略) 2 (略)	(給料及び諸手当) 第5条 臨時職員の給料（教職調整額を含む。）は、定数内職員の例による。ただし、給料月額については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）第6条第1項第3号に定める給料表の区分に応じて、次表に定める級号給を超えることができない。 (略) 2 (略)

附 則

この規程の施行の前日に採用され、その採用期間の末日が本規程の施行の日以後である臨時職員については、施行日に採用されたものとみなして改正後の第5条第1項の規定を適用した場合の給料月額を支給することができる。